

商工組合	協業組合	商店街振興組合	生活衛生同業組合
組合員の事業の改善発達	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	商店街地域の環境整備	組合員の事業の生活衛生の水準向上、資格事業の改善
人的結合体	人的・物的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	生活衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他
1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1都道府県以内の区域を地区として小売商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県毎に一個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること
地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めるときは3分の1未満の中小企業者以外の者	中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で小売商業又はサービス業を営む者及び定款で定めるときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	7人以上	20人以上
自由	総会の承諾が必要	自由	自由
自由	持分譲渡による	自由	自由
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25 （合併・脱退の場合100分の35）	100分の50未満 （中小企業者でないもの全員の 出資総額は100分の50未満）	100分の25	100分の25
平等（1人1票）	平等 （ただし定款で定めるときは 出資比率の議決権も可）	平等（1人1票）	平等（1人1票）
共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）		組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当
中小企業団体の組織に関する法律 （制定：昭和32年）		商店街振興組合法 （制定：昭和37年）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 （制定：昭和32年）